

府子本第55号
平成28年2月15日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官

武川光夫

(印影印刷)

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者
及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査につ
いて(通知)

「特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について」(内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)平成27年8月10日事務連絡)においてお知らせしましたが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に定める特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)については、利用者に対する適切な教育・保育の提供が求められるだけでなく、事業の健全な運営と国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的な遵守が求められるところであり、法第55条において、業務管理体制の整備を行うことが義務づけられました。

については、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)においても、特定教育・保育提供者のこのような立場を認識するとともに、特定教育・保育提供者の事業運営の一層の適正化を図るため、業務管理体制の整備について適切に指導願います。その際、的確かつ効果的な指導を行う観点から、法第56条に定める業務管理体制の整備に関する検査について、下記のとおり基本的な考え方を取りまとめましたのでお知らせします。

各都道府県知事におかれましては、十分御承知の上、遅滞なく貴管内市町村

に周知願います。また、各地方公共団体の長におかれましては、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、関係部局と連携し、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1．本通知の目的

本通知は、都道府県知事又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 56 条の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査についての基本的事項等を示すことにより、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

2．検査の実施方針

法第 55 条第 2 項に定める市町村長等は、検査を通じて特定教育・保育提供者が適切な業務管理体制を整備していることを確認すること。

検査は、「一般検査」と「特別検査」とし、一般検査については、定期的かつ計画的に行うものとする。一般検査については、書面の提出にて行うことを基本とする。

また、特別検査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき

度重なる指導によっても改善が見られないとき

正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき

3．検査事項

市町村長等が特定教育・保育提供者に対する検査を行うに当たっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 45 条に定める以下の事項が適切に整備・実施されているかを確認すること。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

- (2)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること(確認を受けている施設又は事業所の数が 20 以上の特定教育・保育提供者に限る。)
- (3)業務執行の状況の監査を定期的に行っていること(確認を受けている施設又は事業所の数が 100 以上の特定教育・保育提供者に限る。)

4 . 検査結果に基づく措置

- (1) 検査を担当した職員は、検査終了後、速やかに、検査対象特定教育・保育提供者に対して、検査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うこと。
- (2) 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、改善の有無を確認すること。
- (3) 指導、助言等を行った事項について、適切な改善がなされない場合には、必要に応じて、法第 57 条に基づく勧告等の措置を講じること。

5 . 留意点

- (1) 検査に当たっては、特定教育・保育提供者が、それぞれ創意工夫のもとに施設・事業を運営していることに鑑み、個々の施設等の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。
- (2) 検査の実施時期・方法等については、個々の特定教育・保育提供者の事情を踏まえて柔軟に決定すること。
また、設置者・事業者関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。
- (3) 検査は、法に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査や、法人に対する監査等の他の指導監査と併せて実施することを基本とし、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な検査となるよう努めること。その際、例えば、検査の際に求める資料やその様式等について可能な限り都道府県内において統一化を図り、事前に周知すること等が考えられること。

本件担当：

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付
業務管理体制検査官

TEL: 03-5253-2111(代表)内線 38350

FAX: 03-3581-0992